

板橋区老人クラブ運営要綱

(平成6年3月7日区長決定)

(平成14年9月27日一部改正)

(平成21年10月30日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和3年3月8日一部改正)

(令和5年5月17日一部改正)

(目的)

第1条 老人クラブ（以下「クラブ」という。）は、高齢者の知識及び経験を生かし生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、高齢者の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とする。

(会員)

第2条 クラブの会員については、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1)会員数は、おおむね30人以上であること。ただし、地域の事情等のためこれにより難いと区長が認めた場合は、この限りでない。

(2)会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

(3)会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとし、その地域は他のクラブと重複しないものとする。ただし、区長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(運営)

第3条 クラブの運営は、次の各号による。

(1)会員の総意により自主的に運営する。

(2)会員の互選による代表者を1名置くとともに必要に応じて役員を置くことができるものとする。

(会則)

第4条 クラブは、組織及び運営に関する会則を設けるものとする。

(事務所)

第5条 クラブは、一定の事務所又は連絡場所を置くものとする。

(会費)

第6条 会員は、クラブの活動費として、定期的に会費を納入する。ただし、生活保護法による被保護者その他会費の納入が困難な会員については、会費を減額又は免除することができる。

(活動)

第7条 クラブの活動は、次の各号に掲げる要件を具備するものとする。

- (1)クラブは、生きがいを高めるための活動、健康づくりに係る活動、ボランティア活動、その他地域活動を総合的に実施すること。
- (2)クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、おおむね半数以上の会員が常時参加するものであること。

(設立)

第8条 この要綱により新たに設立しようとするクラブは、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1)老人クラブ設立届（別記第1号様式）
- (2)代表者届（別記第2号様式）
- (3)対象区域図（別記第3号様式）
- (4)役員名簿及び会員名簿
- (5)会則

(代表者変更届)

第9条 クラブの代表者を変更したときは、代表者変更届（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(連合会)

第10条 クラブは、板橋区シニアクラブ連合会に加入するものとする。

(簿冊の備付)

第11条 クラブは、次の各号に掲げる簿冊を備えて整理しなければならない。

(1)役員名簿及び会員名簿

(2)現金出納簿

(3)老人クラブ活動日誌

(4)予算書及び決算書

(5)備品台帳

(6)その他関係文書簿

(経理)

第12条 クラブは、クラブの活動にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしておく

とともに、前条に掲げる簿冊を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に設立済みのクラブは、この要綱に定める設立届のあったものとみなす。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。